

第10章 イ ン ド

関 稅

高関税品目

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意実施後の非農産品の単純平均譲許税率は36.2%である。譲許品目について、譲許税率は一部の例外を除き40%と25%に集中している。製品の加工度合いから見ると、最終製品は40%、原材料・中間財・部品・設備機械が25%とされる傾向がある。

インド政府は、(1)基本関税率（実行税率）を ASEANレベルに引き下げる、(2)最終製品には10%、原材料・部品には5%～7.5%を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007年度予算案では、2007年1月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を7.5%に引き下げた。更に、同年3月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則12.5%から10%に引き下げた。この一連の措置により、一部の部品・原材料を除いては、インド政府の目標がほぼ達成されたと見られ、自由貿易の促進の観点から一定の評価を行うことができる。

一方、非農産品の譲許率は69.8%であり、非譲許品目としては自動車（実行税率：新車60%）、繊維・衣類（従量税と従価税を併用。（従価税の実行税率15～30%）等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準か

ら見ても高く設定されている。

＜国際ルール上の問題点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高める観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許税率と基本関税率との間に大きな乖離が見られること及び、譲許率が低いことは、WTO協定上問題はないが、恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、譲許税率を基本関税率程度に引き下げるとともに、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

＜最近の動き＞

2008年3月より、資本財や部品・原材料の一部については、国内製造業活性化や輸出促進のために、実行税率の引き下げが行われた。

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

また、2007年1月から、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、日インドEPA締結に向けた交渉が行われている。

輸入品への特別追加関税の導入

＜措置の概要＞

インドでは上記の実行税率が課される「基本関税」の他に、「相殺関税（追加関税）」、「特別追加関税」、「教育目的税」を加えた総額が税關で徴収

第I部 各国・地域別政策・措置

される。2007年12月時点において、輸入評価額(C.I.F.価格+荷揚げ費用)が100、基本関税率10%、追加関税率16%、特別追加関税4%の場合、評価額100に対する関税総額は最終的に34.13と、

通常、WTO等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。なお、関税の具体的な算出方法は以下のとおり。

＜図表イ＞ 関税率計算方法（評価額を100、基本関税率10%とした場合）

項目	税率	金額 (税額)	計
評価額 (CIF 価格+荷揚げ費用)		100.00	
A 基本関税 (BCD)	10.0%	10.00	
B 合計			110.00
C 追加関税 (CVD) + 教育目的税	16.48%	18.13	
D 合計			128.13
E 教育目的税×〈A+C〉	3.00%	0.84	
F 特別追加関税 (ACD) × 〈D+E〉	4.00%	5.16	
G 合計			134.13
関税総額 〈A+C+E+F〉		34.13	

＜国際ルール上の問題点＞

上記のとおり、インドがウルグアイ・ラウンドにおいて合意した非農産品の単純平均譲許税率は34.9%となっている一方、「基本関税」の税率は原則10%であり、平均譲許税率を下回っている。「基本関税」に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限りGATT第2条に整合的と考えられる。他方、「特別追加関税」や「教育目的税」は、GATT第2条1項(b)に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくともITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、實際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第2条に違反する可能性がある。

また、インド政府は、2007年5月に開催された

WTO対インドTPRにおいて、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に2回賦課する教育目的税のうち、1回目の税は内国税で2回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国税として分類される場合はGATT第2条ではなく内国民待遇を規定したGATT第3条の対象となる。この点、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を支払った輸入品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第3条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

本件については、累次日インドEPA交渉等の政府間協議の場を通じて、特別追加関税を含む関税制度について、WTO協定整合的かつ透明性の高い制度へ改善するよう、インド政府に対して求めてきたところ、引き続き、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。

また、特別追加関税の還付制度については、還付申請条件が厳格過ぎる上、手続の詳細も不明である等の問題点が指摘されてきたところ、2008年11月に、申請条件の緩和が発表されたことはある程度評価できる。しかしながら、新条件が導入された後も、「実際に還付が受けられた」事例は数例に留まっており、更なる制度の改善が求められている。

なお、本件に関しては米国がWTO申立てを行っており、本年7月、パネルは、米国がインドの措置のGATT第2条2項違反を立証できていないとして、米国の申立てを退ける判断を下した。米国はパネル報告を不服として上級委員会に上訴を申立てていたところ（我が国も第三国として参加）、2008年10月上級委員会は、特別追加関税について、「同種の国産品に課される関連内国税を超えて課税するかぎり」、GATT第2条1項(b)に違反すると「思慮」すると判断したものの、左記に関する事実認定がパネルにより行われていないことから、当該措置の是正勧告は行われなかった。

＜参考：特別追加関税の還付制度の概要＞

インド政府・財務省は2007年9月14日、インドへの輸入品に課せられる一律4%の特別追加関税(Additional Duty of Custom)の還付に関する通達(Notification No.102/2007)を発表した（同通達については、<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-2k7/cs102-2k7.htm>参照）。

同通達は即日発効（同日以降に通関されるすべての輸入品に適用）され、以下の条件・手続を踏んで輸入された製品（基本的に完成品のみ）については、支払った特別追加関税額の事後還付が受けられることが記載されている。

- (1) 輸入者は、通関時に一旦、特別追加関税を含むすべての関税（基本関税、相殺関税、特別追加関税、及び教育目的税）を支払う必要がある。
- (2) 輸入者は、当該輸入製品を販売する際に発

行するインボイスの中で、当該製品が投入税控除の対象（インプットクレジットが受けられる部品・原材料など）ではないことを示す必要がある^(注)。

(3) 輸入者は当該製品の国内販売に係る、付加価値税(VAT)、州販売税、中央販売税(CST)などをすべて支払わなければならぬ。

(4) 輸入者は、当該製品を輸入した港の税関当局に対し、以下3種類の書類を添付して、特別追加関税の還付申請を行うことができる。

- a. 当該輸入品に対する特別追加関税の支払いを証明する書類
- b. 当該輸入品の国内販売に係るインボイス
- c. 当該輸入品の国内販売に際して発生したVATその他販売税の支払証明書類

(5) 税関当局によって上記の要件を満たしていると判断された還付申請に対して、支払済みの特別追加関税相当額が輸入者に還付される

(注) 中央付加価値税法のCENVATクレジット規則(2004年)は、製造業者に対し、自社の製品に係る物品税総額から、当該製品に使用した部品に対して支払った物品税額（追加関税、特別追加関税を含む）を「インプットクレジット」として控除した上で、税務当局に納税することを認めている。

アンチ・ダンピング

AD措置の濫用と透明性の欠如

＜措置の概要＞

インドは、1995年から2008年6月までに372件のAD措置を発動しており、世界で最もAD措置を多用している。そのうち、日本が発動対象となった措置も17件にのぼっており、化学品を中心にAD措置が発動されている。

＜国際ルール上の問題点＞

インドのAD調査では、調査当局の判断根拠に不透明な部分が多く、当局の運用に関し改善を求めていく必要がある。具体的な問題点については下記参照。

- ① インドではAD課税率を決定する際には、AD協定第9.1条に基づき、ダンピング・マージンなどによりAD課税を行わず、国内産業に対する損害を除去するに足りる課税がなされる（レッサー・デューティー・ルール）。このため、別途損害マージンの算定が行われることになるが、なかには、市場が競合状態にありインド国内市場における各輸入品の市場価格の差がほとんど存在しないにもかかわらず、各社ごとの損害マージンに大きな差が出るという不自然なケースがある。このように当局の判断根拠が不透明である場合に調査対象企業が事実関係を確認することが困難である。
- ② 損害認定では、最終決定にAD協定第3.4条によって規定される当局が検討すべき15項目に係るデータすべてが網羅されておらず、また、その開示の程度がAD協定第12.2条に規定される当局の義務を満たしていないケースがある。利害関係者たる我が国企業は、判断の根拠について何らの有効なデータ分析をすることができず、反論できる範囲が限定的なものとなり、自己の利益を擁護する機会が失われた。このような状況は、AD協定第6.1条に照らしても問題がある。
- ③ 2000年に調査が開始された硫酸ヒドロキシルアミンについては、ダンピングに係る調査対象期間が1999年7月1日から1999年12月31日（6か月間）とされ、同年に調査が開始された苛性ソーダについては、同期間が1998年4月1日から1999年9月30日（18か月間）とされた。ケースごとにダンピングに関する調査対象期間に差異があるが、インド政府はその理由について説明を行っていない。仮に、国際価格の下落や為替変動等の時期に合わせて対象期間を恣意的に

選択している場合は、AD協定第2条に照らし問題がある。

- ④ AD協定第12.2条では、仮決定、最終決定及びAD税の撤廃について公告するとともに、当該公告及び報告書は利害関係者に送付することになっているが、日本政府への政府間通報を含め、利害関係者への通知が適切になされているか不明なケースがあり、このような手続面においても懸念を有する。

＜最近の動き＞

2006年6月にAD調査が開始された塩化ビニル樹脂（PVC）については、調査対象産品の範囲が不明確であり、インド国内産業が需要に見合う十分な生産をしていない一部特殊品（高付加価値品）が含まれる疑義があった。これに関し、我が国からインド調査当局に対し、①当該特殊品については、化学的特性又は物理的特性においてインド企業が生産する汎用品と異なっており、用途・機能の観点からも同一の競争状態にないこと、②当該特殊品にAD税が課された場合には国内のユーザー産業のコストアップ要因につながることから、調査対象から外すべきである旨申し入れた。その後、同年11月に、提訴者のインド企業から日本側が主張する一部特殊品が含まれない旨の書面が提出され、日本側の主張が受け入れられることになった。

インドのAD措置がAD協定に抵触するとして、EUがWTO上の協議申請を行った2003年以降、インド政府によるAD調査開始・発動件数は減少傾向にあるものの、インドは未だに世界で最もAD措置を多用している国の1つである。

我が国としては、今後も引き続きインド政府によるAD調査・措置の運用を監視し、AD協定上問題がある点を指摘し、改善を要求していく必要がある。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

2008年9月、インド政府は、指令（Steel and Steel Products（Quality Control）First Order及びSteel and Steel Products（Quality Control）Second Order）を官報公示し、First Orderは2008年9月12日より、またSecond Orderは2009年2月12日より、一部の鉄鋼製品に対する強制規格を実施すると発表した。これにより、インドに輸入される特定の鉄鋼製品については、実施日以降、インド工業規格（「BIS規格」、BIS=Bureau of Indian Standards）を鉄鋼製造事業者が取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。対象品目は、First Orderにあっては、棒鋼、線材等の6品目、Second Orderにあっては、電磁鋼板、ブリキ、圧力容器用厚板、溶融亜鉛めっき鋼板、一般構造用半製品等11品目、計17品目で、日本がインドに輸出している鉄鋼製品を対象に含んでいる。

＜国際ルール上の問題点＞

本制度の目的をインド政府は製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明しているが、TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としており、今回の規格の導入が、目的に照らして、必要以上に貿易制限的ではないことを確保されなければ、違反となる。

また、BIS規格は国際規格がある品目について、既存の国際規格と異なる内容を規定している部分もあることから、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされてい

るため、国際規格を使わない必要性が確保されなければ、違反となる。

さらに、TBT協定第2.9条及び第2.9.2条において、「強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国との貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」「当該強制規格案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、インドは本規格についてWTO事務局に通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

＜最近の動き＞

インド政府には、日本、EU及び韓国の産業界及び政府から、強制規格化に関する懸念を伝え、インド政府は、Second Orderについては実施時期の1年間の延期（2010年2月12日から実施）を2009年2月10日に公式に発表した。2009年3月のTBT会合においても、各国より懸念が表明された。引き続き、WTO協定との整合性が確保されるよう働きかけを行う必要がある。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

2002年2月に商工省は直接投資の認可制度をネガティブ方式へと変更し、例外リストに該当しないものについては、外資出資比率100%までの直接投資が自動認可（中央銀行（RBI）に届け出るのみ）されることとなった。2008年末現在、リストは以下のとおりである。

①国有企業に留保されている2業種（原子力、鉄道）、②1951年産業法により、ライセンス取得が義務づけられている産業（アルコール飲料、煙草、航空・宇宙・防衛用電子機器、産業用爆薬、危険性のある化学製品、薬事法で規定された一部の薬

第I部 各国・地域別政策・措置

品・医薬品)、③小規模企業 (SSI : Small Scale Industries) に留保されている産業への24%超の投資 (21種: 2008年2月の通達で114種から35種に、同年10月の通達で21種まで対象業種を緩和)、④1991年新産業政策で指定された立地規制に触れる投資、⑤2005年1月12日より以前に、既にインド企業と資本・技術提携を行っている外資系企業による同一業種において企業を設立する場合 (但し、①投資者がベンチャーキャピタルファンドである場合、②既存の合弁相手のシェアが3%未満の場合、③既存の合弁若しくは提携による事業が休止状態の場合、については政府認可不要)、⑥既存のインド企業 (株式上場企業若しくは金融サービス分野に従事する企業) への出資、⑦外国投資が禁止されている以下産業への投資 (賭博、宝くじ、2005年政府通達No.2 (プレスノート2) で認められた不動産開発・建設業以外の不動産関連事業、原子力、農業 (ガイドラインに従った草花、園芸、種子栽培、畜産、野菜栽培を除く) 及び紅茶農園を除く農園業、2006年2月10日付政府通達No.3 (プレスノート3) で認められた単一ブランド販売以外の小売業)、⑧個別に出資比率上限規制・ガイドラインがある22業種への投資。

上記⑧ (個別に出資比率上限規制・ガイドラインがある22業種への投資) のうち、主要な制限は以下のとおりである。

(金融)

2004年3月、民間銀行業への外資規制が緩和された。これにより、同分野への外資出資の上限は従来の49%から74%に引き上げられた。また、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド中央銀行 (RBI) の認可基準をクリアしていることを条件に、100%出資子会社設立が可能となった。一方、国内民間銀行における外国人投資家の投票権を上限10%と規定している現行の銀行規制法については、2005年5月、同上限規制を撤廃することが閣議決定された。RBIによる正式通達 (及び新ガイドラインの発表)

により発効となるが、2008年12月現在、通達は出されていない。保険事業を行っている銀行への出資については、1999年12月に懸案となっていた保険業規制開発委員会 (IRDA) 法が成立し、これまで国営企業の独占下にあった保険市場が外資を含めた民間企業に開放されることになった。日本の損害保険会社も営業を行っている。なお、政府は2004年7月に発表した予算案の中で、保険分野への外資出資上限について、これまでの26%から49%に引き上げることを提案し、2008年10月に閣議で承認され議会へ提出されたが、2008年末現在、同法案は可決されていない。その後も関係省内での議論が進められているが、2009年3月に至っても、正式決定は出されていない。

また、ノンバンクについては、指定されたマーチャント・バンクや住宅金融など19業種に対して100%までの出資が認められている。ただし出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBIのガイドラインに従うことを条件に自動認可ルートが適用される。

(流通)

インド政府は2006年2月10日付の政府通達No.3 (プレスノートNo.3) において、これまで外資参入が一切禁止されていた小売業の一部開放を正式決定し、即日発効した。同分野への外資参入に際しては、(1)FIPBによる事前認可の取得、及び(2)外資出資比率上限51%、が要件となる。また、ガイドラインとして、a. 販売する製品は「単一ブランド」の製品に限ること、b. 販売製品のブランド名は、製品の製造過程で付与されること、が規定された。同ガイドラインに従えば、ブランドメーカーが、そのブランド名で自社51%出資の小売店舗を展開することが可能となる。一方、スーパー等の大規模小売チェーンについては、上記ガイドラインの「単一ブランド製品の販売」という要件に合致しないため、参入は認められない (なお、インド国内での製造を計画している品目のテスト・マーケティングを目的としている場合につ

いては財務省・外国投資委員会（FIPB）の事前認可取得を条件に、100%出資会社が一定期間の小売販売を行うことが可能）。卸売販売業については、小規模企業へ留保されている品目を取り扱う場合を除き、自動認可方式（政府の事前承認を必要とせず、事後の届出のみが必要）による外資100%出資が可能（キャッシュ&キャリー方式による店舗販売も可能）とされている。

小売業の外資開放について、引き続き商工省を中心に積極的に議論されているが、現時点では法案化等の動きはない。

＜国際ルール上の問題点＞

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

＜最近の動き＞

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。なお、2008年及び現時点までに以下の事業について、直接投資規制が緩和された。

- 1) 与信情報提供事業が出資比率49%まで可能（Press Note 1-2008）
- 2) 商品先物取引事業が出資比率49%まで可能。ただし、単独出資は5%まで（Press Note 2-2008）
- 3) 工業団地開発事業について、2000年より自動認可ベースで100%まで認められているが、最低資本金、最低開発面積、撤退条件などが削除

され、入居事業者数や区画割当に関する制限のみとなった。（Press Note 3-2008）

- 4) 航空関連サービス事業について、貨物便、ヘリコプター、地上サービス、補修などに関する、それぞれの規制条件が明確化された。（Press Note 4-2008）
- 5) 石油・天然ガス事業について、5年以内のインド側パートナーへの株式譲渡条件が削除された他、国営企業による石油精製プロジェクトへの出資比率も49%に引き上げる。（Press Note 5-2008）
- 6) チタニウムの採掘・選別事業が、事前承認等を条件に100%出資が可能（Press Note 6-2008）
- 7) 外国新聞発行事業が、ファックスによる配信を条件に100%出資が可能（Press Note-1-2009）

知的財産

（1）医薬品等の特許保護

＜措置の概要＞

TRIPS協定は、特許はすべての発明（物であるか方法であるかを問わない）に与えられなければならないと定めているが（第27条1項）、開発途上国において医薬品や化学物質などの物質特許制度を持たない国については、TRIPS協定発効後10年間の経過期間が認められていた（第65条4項）。インドは1970年特許法において医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005年1月1日の履行期限を控え、インド大統領は2004年12月、物質特許制度の導入を含む2004年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において2005年改正法（第3次）が審議・採択され、2005年4月5日に公布、一部の条文を除き1月1日から有効なものとして遡及的に施行された。改正法のポイントは、①物質特許制度の導入、②医薬物質の定義導入、③排他的販売権（EMR）規定の削除、④メールボックス出願による特許権者等の権利制限、⑤医薬品に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入、

等である。

<国際ルール上の問題点>

物質特許制度を導入し、TRIPS協定上の義務が履行されたことは評価される。しかしながら、「発明でないもの」に関する規定について、技術分野差別を禁じるTRIPS協定第27条1項との関係においての問題が指摘されている。特許審査においてどのような判断が行われるかなど、引き続き物質特許制度の運用を注視していく必要がある。

なお、他の医薬品関連の動きとして、TRIPS協定で義務づけられている医薬品等の試験データの保護については、法制化に向けて政府が動き出しており、その取組について、注視していく必要がある。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

インドにおける知的財産法制は、TRIPS協定に整合的なものとなるよう整備がなされており、制度整備面からはその取組について評価できる。2007年12月にはICEGATEと呼ばれる模倣品対策関税登録システムを設け、水際で模倣品流入監視を強化している。同システムは企業が商標権・意匠権の取得状況をインターネット上で事前に登録することにより、当該権利に関する商品の流入を事前に税関に通報し、警備強化を行うものである。

他方、模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の取締りについては、警察・税関等における取締り実績に関する政府統計はないものの、我が国の自動車、電機業界等の産業界からは、模倣品・海賊版の他国からの流入などの問題が指摘されている。知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の的確な履行の確保の観点から、これら侵害品の取締りの運用面での取組について、注視していく必要がある。